

大分県最低賃金専門部会 議 事 次 第

- 1 開催日時 令和4年8月3日（水）午前10時00分から
- 2 開催場所 大分労働局 大分第二ソフィアプラザビル4階会議室
（大分市東春日町17番20号）
- 3 議 題
 - （1）令和4年度地域別最低賃金額改定の目安に係る答申伝達について
 - （2）金額審議について
 - （3）その他

大分県最低賃金専門部会

資 料 目 次

- 1 2022年度 労働者側委員としての基本的な考え方
- 2 令和4年度大分県最低賃金の改定審議に関する使用側委員の意見
- 3 大分県最低賃金に係る未満率・影響率の推移

2022年8月1日
大分県最低賃金審議会

2022年度 労働者側委員としての基本的な考え方

1. 日本経済を再び成長軌道にのせるためには、

継続的な最低賃金の引上げは極めて重要

非正規雇用の増加・賃金格差の拡大を背景に、2008年の円卓会議（政労使合意）以降、経済の好循環のためには「最低賃金引上げ」が必要不可欠との認識を三者で共有し、「2020年度までに800円以下の地域をなくすこと」等をめざしてきた。

こうした中で、昨年度は新型コロナウイルス感染症による経済・社会への影響が残る中で行われたが、中央において示された過去最高の目安額「28円」を背景に、全国加重平均28円の引上げ・930円となった。しかし、当該水準では年間2,000時間働いても年収200万円に満たず、すべての働く者のセーフティネットとして不十分である。地域別最低賃金は、最低賃金法第1条に規定する生存権を確保した上で労働の対価としてふさわしい水準とすべきである。そのためには、経済・社会の活力の源となる「人への投資」が必要であり、その重要な要素が最低賃金の引上げである。その水準はいかにあるべきか、当面めざすべき水準を重視した議論が必要である。

コロナ禍において、最低賃金近傍で働く労働者は、解雇や勤務日数の減少により収入が激減するなど生活の困窮度は深刻さを増している。コロナ禍から日本経済を再生し、成長軌道へ載せるためには、雇用の安定とともに、内需拡大や落ち込んだ消費マインドの上昇が必要である。コロナ禍の影響は低賃金層などの弱い立場にある者ほど大きかったことに鑑みれば、セーフティネットとしての脆弱性が露見したと言わざるを得ない。

昨今の急激な物価上昇が、働く者の生活を非常に大きな影響を及ぼしており、特に切り詰めることができない「基礎的支出項目」の伸びは、最低賃金近傍で働く者の生活を圧迫している。実質賃金を維持しなければ働く者の生活は苦しくなるばかりであり、消費者物価上昇率を考慮した引上げが必要である。

地域別最低賃金は、生存権を確保した上で労働の対価としてふさわしい水準への引上げこそが喫緊の課題である。コロナ禍において、労働者が生活や雇用に不安を抱える中、社会安定のセーフティネットを促進するメッセージとなり得る最低賃金の引上げは必要不可欠である。

2. 大分県における最低限度の生活可能な賃金水準の確保が不可欠

昨年度の審議で大分県の最低賃金は822円となったが、政労使で当面の目標としていた「早期に全国最低800円、2020年には全国平均1,000円」からすると不十分と言わざるを得ない。

822円では年間2,000時間働いても年収160万円程度であり、憲法第25条、労働基準法第1条、最低賃金法第1条を踏まえ、まずは生存権確保の観点から最低限可能な賃金水準を担保すべきであり、大分県における最低限生活可能な賃金水準（連合リビングウェイジ）980円を参考にすべきである。

同時に、大分県としてのあるべき水準の観点では、全国規模のデータである「賃金改定状況調査」の第4表にこだわることなく、大分県の高卒初任給やハローワーク求人の募集時の時給等、

大分県としての労働市場の賃金の絶対水準も参考にすべきである。

また、福岡を除く九州各県と上位ランクの都道府県との地域間格差は依然として大きく、深刻な人手不足の中での労働力人口の流出といった観点において、隣接する福岡県 870 円とは依然として 48 円の差額が生じていることは極めて重要な課題と認識しており、この状況を是正しなければ、県内経済を支える中小・地場企業の事業継続・発展は、新型コロナウイルス感染症終息後においても厳しさが増すと言っても過言ではない。

いずれにしても、大分県内の組織労働者の春季交渉の結果、2016 年以降は中小と大手の格差が縮小しており、これを大分県内の未組織労働者に反映することが強く求められている。

したがって、本年度についても、あるべき水準への到達に向けて、大分県としての自主性発揮と九州全体の底上げをリードする観点においても、極めて重要な審議になると考える。

以 上

令和4年8月3日

令和4年度大分県最低賃金の改定審議に関する使用者委員の意見

1. 中小企業を取り巻く経営環境

新型コロナウイルスの長期化の影響により経済の回復がなかなか進まない中で、ロシアのウクライナ侵攻問題などによるエネルギー資源や原材料価格高騰による物価高や円安傾向なども加わり、経営環境は更に厳しい状況となっている。

日銀大分支店が発表した『企業短期経済観測調査』（短観）の6月調査分では「業況判断D I」は、製造業・非製造業とも改善し全産業でプラス2となっているが、その他製造業、宿泊・飲食サービス業、建設業など依然としてマイナスの業種もある。次回9月の先行きは横ばいと予測している。

一方、「仕入価格判断D I」では、製造業がプラス70、非製造業がプラス60、全産業ではプラス64と過去最高となっており、次回9月も全産業でプラス64と予測し、今後も燃料価格や原材料費高騰の影響が続くとの見方が強い。

また、7月27日開催の大分県最低賃金専門部会の参考人意見聴取において大分県商工会連合会から提示された「商工会実態調査資料」によると、「業況判断」「売上額」「経常利益」の項目の判断指数が全ての業種でマイナスとなっており、小規模事業者ほど経営状況が厳しいことが伺える。

2. 本年の改定審議について

最低賃金の決定にあたっては、今年の骨太方針にも記載されているとおり、最低賃金法で定めた①労働者の生計費、②労働者の賃金、③通常の事業の賃金支払能力の3要素を考慮する必要がある。特にコロナ禍においても雇用を維持しながら懸命に経営を継続してきた企業の「通常の事業の賃金支払能力」を最も重視したい。

本年の改定審議にあたっては、景気や経済の実態を表した各種指標やデータに基づいた納得感のある慎重な審議を行うべきと考える。

以上

大分県最低賃金に係る未満率・影響率（単位％）

	未満率 (最低賃金額)	影響率 (引上額)
令和4年度	2.1 (822円)	18.6 (目安 30円)
令和3年度	1.9 (792円)	18.0 (30円)
令和2年度	2.2 (790円)	6.9 (2円)
令和元年度	1.5 (762円)	9.7 (28円)
平成30年度	1.4 (737円)	13.4 (25円)
平成29年度	2.2 (715円)	11.7 (22円)
平成28年度	2.4 (694円)	10.6 (21円)
平成27年度	2.9 (677円)	6.6 (17円)
平成26年度	2.9 (664円)	6.1 (13円)
平成25年度	4.1 (653円)	7.4 (11円)

大分県最低賃金に係る未満率・影響率の推移

